

南相馬市 SNS 広告出稿業務委託仕様書

1 業務名

南相馬市 SNS 広告出稿業務委託

2 業務目的

本業務は、観光移住課公式 Instagram を活用し、本市の魅力、ポッドキャスト、移住支援制度等に関する情報発信を行うことで、本市及び本市施策に対する認知向上、関心喚起及び行動促進を図り、関係人口の創出及び移住定住施策の推進につなげることを目的とする。

あわせて、イベント参加者及びサポーター登録者等の効果的な募集を図るため、広告配信を実施するものとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日(月)

4 業務内容

受注者は、Meta 広告 (Instagram 広告) を活用し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広告配信業務

観光移住課公式 Instagram を活用し、イベント参加者募集及び本市の魅力・制度周知に係る広告配信を実施すること。

ア 広告媒体

Meta (Instagram)

イ 広告配信の企画及び設計

受注者は、広告効果を高めるため、広告の目的、訴求内容、対象者、配信エリア、年齢層、配信時期、配信期間、遷移先等を整理し、効果的な広告配信スケジュールを策定すること。

ウ 実施内容

広告テーマ対象および制作するクリエイティブの種類は、次のとおりとする。

(ア) 魅力・情報発信広告

本市のサポーター制度、ポッドキャスト、移住支援制度及び地域の魅力等について広く周知し、本市への関心喚起及び継続的な接点づくりにつなげるための広告を制作し、配信すること。

a 配信期間

各回 1 週間程度を基本とすること。

b 対象広告及び出稿回数

合計出稿回数：22回

- ① サポーター募集
配信区：全国
対象年齢：全年代
クリエイティブ数：1種類
広告フォーマット：静止画
出稿回数：5回
- ② ポッドキャスト紹介
配信地域：全国
対象年齢：全年代
クリエイティブ数：1種類
広告フォーマット：静止画
出稿回数：5回
- ③ 移住支援制度（子育て支援）
配信地域：首都圏
対象年齢：20～30代
クリエイティブ数：1種類
広告フォーマット：動画
出稿回数：4回
- ④ 移住支援制度（移住支援金等）
配信地域：全国
対象年齢：全年代
クリエイティブ数：1種類
広告フォーマット：静止画
出稿回数：2回
- ⑤ 魅力紹介
配信地域：全国
対象年齢：全年代
クリエイティブ数：2種類
広告フォーマット：動画
出稿回数：6回

(イ) イベント参加者募集広告

本市が実施するツアー及び交流会等への参加を促進するため、イベントの内容や参加する価値が分かりやすく伝わる広告を制作し、配信すること。

a 配信期間

各回1週間程度を基本とすること。

b 対象広告及び出稿回数

合計出稿回数：10回

① サポーターツアー1回目

配信地域：首都圏

対象年齢：全年代

クリエイティブ数：1種類

広告フォーマット：静止画

出稿回数：2回

目標集客人数：10名程度

② サポーターツアー2回目

配信地域：首都圏

対象年齢：全年代

クリエイティブ数：1種類

広告フォーマット：動画

出稿回数：2回

目標集客人数：10名程度

③ サポーター交流会

配信地域：首都圏

対象年齢：全年代

クリエイティブ数：1種類

広告フォーマット：静止画

出稿回数：2回

目標集客人数：40～50名程度

④ 南相馬市つながり交流会

配信地域：首都圏

対象年齢：20～30代

クリエイティブ数：1種類

広告フォーマット：静止画

出稿回数：4回

目標集客人数：40～50名程度

※本広告については、同一デザインを基に日付等の軽微な修正を行うこととする。

(ウ) 広告クリエイティブの制作

受注者は、広告配信に必要なクリエイティブを制作すること。

クリエイティブは、静止画又は動画を基本とし、広告テーマ、訴求内容及びターゲットに応じて、効果的な表現方法を用いること。

また、静止画、動画及びそれらを組み合わせた広告配信に対応できるものとする。

(エ) 広告の運用及び調整

受注者は、広告配信期間中、広告効果の状況を確認しながら、必要に応じて配信設定、訴求内容、対象設定その他必要な調整を行うこと。

なお、年間の広告出稿回数は32回程度を想定する。

(2) 効果測定及び分析

受注者は、広告配信結果について定期的に効果測定を行い、分析を実施すること。また、分析結果を踏まえ、課題を整理し改善策を策定するとともに、次回以降の広告配信に反映すること。分析項目は、少なくとも次に掲げるものを含むものとする。

- ア クリック数
- イ リーチ数
- ウ フォロワー数の増減
- エ 登録者の属性
- オ リンク遷移数
- カ その他、本業務の効果把握に必要な指標

5 必要経費の取扱い

本業務の実施に当たり必要となる広告配信設定、デザイン制作、動画制作、広告運用、分析、報告その他一切の経費は、契約額に含むものとする。

5 成果品

受注者は、本業務に係る成果品として、次に掲げるものを提出するものとする。

(1) 提出物

- ア 広告配信計画書
- イ 制作した広告クリエイティブ一式
- ウ 広告配信結果報告書
- エ 業務完了報告書
- オ その他、発注者が必要と認める書類

(2) 提出方法

成果品は、電子データにより提出すること。

提出期限については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

6 業務打ち合わせ

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市との打合せを適宜実施すること。また、各打合せの内容について簡単な議事録を作成し、本市へ提出すること。

(2) 業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。

- (3) 発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

7 業務実績

受注者は、本業務と同種又は類似する業務として、PR、広告、情報発信等に係る画像制作又は動画制作の実績を有すること。また、業務の目的及び対象に応じた効果的なクリエイティブの企画・制作を行うことができ、本業務を適切に履行できる体制を備えていること。

8 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

9 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

10 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

11 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者(協力会社含まず。以下同様)への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

12 関連先との調整

- (1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等(例:許認可権者、権利者等)との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

1 3 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- (3) 提出された報告書、成果品は、当市に帰属することとする。
- (4) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。